

## まごころ定期預金規定

1. (対象者)  
まごころ定期預金(以下「この預金」といいます。)は、当金庫で公的年金をお受取りのお客様のみお預け入れできます。
2. (預金契約の成立)  
当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。
3. (取扱い店舗)  
この預金は、公的年金をお受取りの店舗以外ではお取扱いできません。
4. (限度額等)  
この預金の預入限度額は300万円で、1口10万円以上のお取扱いとなります。また、この預金は原則として年金をお受取りになる普通預金の総合口座定期預金としてお取扱いします。未成年者等のやむを得ない事由で総合口座定期預金としてお取扱いできない場合は、証書でのお取扱いとなります。
5. (適用金利)  
この預金の適用金利は、預入日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。なお、この利率は金融情勢に応じて変更します。
6. (自動継続)
  - (1) この預金は通帳(証書)記載の満期日に自動的に前回と同一の期間のこの預金に継続します。継続された預金についても同様とします。  
ただし、当金庫で公的年金を受給されなくなった場合には、その後最初に到来する満期日にこの預金を払い出しするものとします。
  - (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。なお、この利率は金融情勢に応じて変更します。
7. (利息)
  - (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその満期日)から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については前記6.(2)の利率)によって計算し、満期日に支払います。
  - (2) この預金の利息は、満期日に年金受給指定口座へ入金します。
8. (通知等)  
届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
9. (規定の変更)
  - (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

平成17年2月25日(施行日:平成17年 4月 1日)  
平成31年2月25日(施行日:平成31年 2月25日)  
令和 2年2月10日(施行日:令和 2年 4月 1日)  
令和 2年7月10日(施行日:令和 2年10月 1日)